



答申第16号

令和8年3月13日

渋谷区長 長谷部 健 殿

渋谷区労働報酬審議会

会長 小磯 優子

労働報酬下限額の設定について（答申）

令和8年2月25日、7渋谷契発第305号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

令和8年度（令和8年4月1日から適用）労働報酬下限額については、次の額が適当である。

（1）対象工事請負契約

ア 公共工事設計労務単価（令和8年3月から適用）における職種について、職種ごとの単価の90%の額（別紙1のとおり）

イ 公共工事設計労務単価の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる以下の労働者については、1,637円（1時間当たり）

① 見習い、手元等の労働者

② 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

（2）対象業務委託契約及び対象指定管理協定 1,601円（1時間当たり）

（3）各委員からの意見

別紙2のとおり

## 別紙 1

## 令和 8 年度 労働報酬下限額（対象工事請負契約）

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,454	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,929
3	軽作業員	2,104	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,039
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,724	32	軌道工	6,604
7	石工	3,724	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,859	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手（特殊）	3,499	40	タイル工	3,533
15	運転手（一般）	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,940
17	潜かん世話役	5,029	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,391
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,129	48	建築ブロック工	3,500
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導員A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導員B	2,104
26	高級船員	4,467			

各委員からの意見

- 1 審議会の日程について  
早期に第1回を開催し、より十分な審議を行われたい。
- 2 現場へのヒアリングについて  
ヒアリングができるよう、取り計らいを願いたい。
- 3 業務委託における労働報酬下限額について  
業務委託にもいろいろな職種があるため、区分を考えて欲しい。